

平成27年4月14日
福井地裁の関西電力高浜発電所3、4号機の
運転差止仮処分決定について



裁判所の決定は司法の判断であり、申し上げる立場にない。

政府は、原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所については再稼働を進めるという方針。

県としては、これまでどおり、国や事業者の対応状況等を十分確認し、安全確保を最優先に慎重に対応していく。